

令和6年度予算編成方針

1. 経済情勢と国の予算編成の動向

我が国の経済の現状は、内閣府の「月例経済報告（令和5年9月）」において「景気は、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行きの懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

こうした中、国の「経済財政運営と改革の基本方針2023」における、当面の経済財政運営については、「足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める」としている。

また、令和6年度予算編成に向けた考え方については、「構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする」とし、さらには「単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める」としている。

2. 本市の財政状況と今後の見通し

令和4年度の一般会計決算における実質収支額は8億506万6千円の黒字決算となった。しかしながら、電気料金の高騰や大雪に伴う除排雪経費の増加などにより、令和4年度末の財政調整基金残高は、前年度末より2億9,755万9千円減の21億1,238万円となり、令和4年度末の地方債現在高については、焼却施設整備事業に伴う地方債の増加などにより、前年度末より17億2,732万2千円増の164億3,474万1千円となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、歳出において、電気料金の高騰などにより経常経費が増加し、歳入においては、普通交付税や臨時財政対策債などの経常一般財源が減少したことにより、前年度より2.8%増の88.0%となり、硬直化が進んだ。

なお、決算に基づく財政の健全性を示す指標については、実質公債費比率が9.7%、将来負担比率が58.9%と、いずれも早期健全化基準を下回っており、引き続き健全性は維持している。

今後の見通しであるが、市税や普通交付税などの一般財源の大幅な増加は見込めない中、公共施設の大規模改修や他会計への繰出、少子高齢化に対応する社会保障施策に要する経費の増加などに加え、物価高騰に伴う各種経費の増加など、財政運営は厳しさを増していくことが予想される。

これまでの当初予算の編成においても、財源不足が年々増加しており、令和5年度の当初予算の編成においては、財源調整用基金（財政調整基金・減債基金・公共施設等整備基

金)を約12億円取り崩すなど、厳しい予算編成となったが、令和6年度の予算編成は、令和5年度にも増して厳しい予算編成になるものと考えられる。

このような厳しい財政状況にあっても、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資するとともに、今後見込まれる様々な財政需要への対応を図りつつ、持続可能な財政運営を実現していくためには、職員一人ひとりが変化する社会経済情勢や市民ニーズ、さらに財政状況をしっかりと把握したうえで、事業の選択と集中、経費の精査の徹底や財源の確保など、これまで以上に強力に推進していく必要がある。

3. 予算編成の基本方針

前述の本市の財政状況と今後の見通しを踏まえ、以下の基本方針により編成を行うものとする。

(1) 「第二次三沢市総合振興計画」の推進

第二次三沢市総合振興計画の基本理念である「未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市」の実現に向け、これまでの施策の検証結果を踏まえ、後期基本計画に掲げた各目標が、効果的かつ効率的に達成できるよう施策の展開を図り、「第二次三沢市総合振興計画」の着実な進捗を図ること。

また、グローバル社会における多様な価値観の広がりやデジタル社会の到来、人口減少時代における持続可能な社会の実現等に的確に対応するため、後期基本計画を横断する「新たな視点」として定めた、「共生社会の推進」、「デジタル技術の活用」、「SDGsの推進」を反映させ、各事務事業に取り組むこと。

(2) 新たな政策課題への対応

人口減少や少子高齢化に加え、物価高騰やデジタル技術の進展など、地方自治体を取り巻く環境が変化している中、社会経済情勢や多様化する市民ニーズを的確に捉えた政策課題を明確にし、その課題解決に向けた対策に取り組むこと。ただし、限られた財源の中での予算編成となることから、新たな事業や取組については、原則、国・県補助金等の歳入確保、又は社会経済情勢の変化などにより、必要性が低下したと認められる既存事業の見直しや縮小・統廃合を行うなど、財源を捻出した上で要求すること。

(3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

今後の増加が見込まれる公共施設の老朽化に伴う更新・改修に係る経費に対応するため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき適正に行うこと。特に、公共施設の維持補修については、当該施設の現況を十分に把握するとともに、今後の施設の在り方などを踏まえ、緊急性・必要性を勘案したうえで、優先順位の高いものから実施するなど、計画的かつ効果的な対応に努めること。

(4) 持続可能な財政運営の確立

今後の厳しい財政状況においても、持続可能な財政基盤の確立を図るため、国・県などの補助制度の積極的な活用や市税収入等の収納率向上などによる歳入確保に一層努めること。また、歳出においては、将来世代への持続可能な財政構造を確立することを目指して、全ての事業に聖域を設けず、抜本的な見直しや経費の精査を徹底し、限られた財源の中で最大限の効果が達成できるよう効果的かつ効率的な事業の推進を図ること。

4. 予算要求の基本的な考え方

- (1) 歳入の見積もりにあたっては、過去の実績や令和5年度の決算見込み、経済動向や社会情勢の変化などを踏まえ、あらゆる資料に基づき過大もしくは過少見積もりとならないよう、十分留意すること。また、多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に取り組むこと。
- (2) 国の概算要求や制度の新設及び変更など適正な情報を補足し、補助等の財源の確保に努めること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しなどを招かぬよう留意すること。
- (3) 歳出の見積もりにあたっては、市民の視点に立ちながら事業の抜本的な見直しの徹底を図るとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化を十分に考慮し、事業の再構築、縮小・統廃合などを行うこと。
- (4) 限られた財源の中で最大の事業効果を発揮するため、経費の精査を徹底するとともに、デジタル技術の活用や他部局等との連携など、より効率的・効果的な事業展開を図ること。
- (5) 市民生活の向上、福祉の充実、地域経済の発展のため、特に重点配分を図るべき施策及び事務事業がある場合は、事前に財政課と協議したうえで、予算要求すること。
- (6) 令和6年度一般会計当初予算は、現行制度に基づき、見込み得る通年予算（年間予算）として編成するものとする。したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費や災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、原則として一般的な補正は行わないものとする。
- (7) 特別会計及び企業会計については、一般会計と同一基調に立ち、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算を念頭におき、経営の効率化及び自己財源の確保を図ることとし、一般会計からの繰入は原則として、制度上の基準額以内とすること。
- (8) 障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、該当する業務等がある場合は、障害福祉課と協議のうえ、予算要求すること。
- (9) 予算編成過程において、国の政策、法改正、景気の変動等により、編成方針に見直しを加える場合においては、改めて通知する。

以上のことに十分留意し、「予算編成留意事項」に基づき、厳しく吟味した予算要求を行うよう通知する。

予 算 編 成 留 意 事 項

予算見積書（要求書）の作成にあたっては、第二次三沢市総合振興計画の事業分類により、従来通りの入力を行うものとする。

1. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、税制改正や経済の見通し、社会情勢の動向を十分勘案し、確実な年間収入額を要求するとともに、徴収努力等による収納率の向上を図り、積極的な財源確保に努めること。
- (2) 使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の確保及び適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。
- (3) 国庫支出金及び県支出金については、制度の新設や改正、補助率・補助基準の変更など、国・県の予算編成の動向に十分留意し、積極的な確保に努めるとともに、対象経費を精査したうえで、確実性の高い見積額を計上すること。
- (4) 財産収入については、引き続き遊休資産等の処分を検討し、売却処分が可能なものについては極力整理することとし、適正額を見積もること。
- (5) 諸収入については、収入見込額を単純に前年度同額程度とすることなく、過去の実績及び社会経済情勢の推移等を勘案のうえ、積算根拠を明確にし、的確な収入見込みを見積もること。
- (6) 広告料等その他の収入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

2. 歳出に関する事項

- (1) 人件費（会計年度任用職員を含む）については、総務課において年間所要額を算定するものであること。なお、事業費支弁の人件費（会計年度任用職員を含む）がある場合は、必ず総務課人事管理係と協議のうえ、予算見積書を作成すること。
- (2) 物件費については、下記事項に留意し要求すること。特に、原油価格・物価高騰により、経費の増加が見込まれることから、これまで以上に、既存の事務事業の徹底した見直しを行い、可能な限り削減を図ること。
 - ① 旅費については、リモート研修やWeb会議を活用するなど、必要最小限の要求とすること。
 - ② 需用費については、既存の事務事業の徹底した見直しを行い、経費節約のため、可能な限り削減を図ること。特に、燃料費・光熱水費については、原油価格の高騰などにより、増加が見込まれるため、これまで以上に節減対策を講じるとともに、あらゆる資料に基づき積算方法を精査し、過大とならないよう十分留意すること。

- ③ 施設の維持管理及び修繕費等については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性を勘案しつつ、必要性・緊急性を十分検討のうえ、予算要求すること。
 - ④ 保守管理等の委託料については、点検回数や頻度等、仕様書の内容を再度見直し、経費の節減が図られるよう努めること。また、例年と同様の仕様内容においても、委託料が増額となる場合は、増額要因を明確にするとともに、その要因となる経費及び積算内容の正当性についても検証をすること。
- (3) 扶助費については、毎年多額の不用額が生じているため、安易に伸び率等を使用するのではなく、法令の根拠及び対象人員等の実態を把握のうえ、積算すること。また、市単独事業については、その必要性を再確認し、扶助の範囲・程度について再検討すること。
 - (4) 補助費等については、必要性や効果を再検証し、必要最小限にとどめること。特に多額の繰越金や内部留保がある団体等に対する運営費補助や慣例的に行われている補助については、先例にとられることなく、関係団体等にヒアリングを行うなど、必要性や効果を検証した上で、その内容を精査し、真に必要な金額を要求すること。なお、要求の際に、直近の収支決算書や実績報告などを資料として提出すること。
 - (5) 備品購入については、用途、頻度等を検討し、事務の効率化が図られるもの以外は予算要求しないこと。
 - (6) 投資的経費については、中期財政見通しに基づく事業を基本とし、事業内容及び事業費については、再度精査すること。